平成２５年（フ）第１５０号
静岡市駿河区敷地１丁目21番２―201号
破産者　玉井　　清
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
愛知県豊橋市高洲町字高洲85番地
破産者　山内　義晴
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５３号
山口県長門市三隅下3553番地７
破産者　内田　義久
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２８号
愛媛県松山市竹原２丁目１番50号　１―907号
破産者　水戸　清二
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４８号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3478番地５、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼1776番地２
破産者　平　　和勲
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４９号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3478番地５、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼1776番地２
破産者　平　眞理子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県伊佐市大口篠原930番地４
破産者　加藤　末子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１１９号
川崎市多摩区長尾１丁目４番４―202号
破産者　大石　富治
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
川崎市多摩区長尾１丁目４番４―202号
破産者　大石　温子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番３―101号
破産者　小林　清貴
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
川崎市宮前区鷺沼１丁目11番地１　ＤＩＫマンション405
破産者　加藤久美子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５号　メゾンパル201、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目13番11号　ハイタウン川崎ＮＯ２―306
破産者　岩上　友美
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
堺市中区八田北町965番地
破産者　嶋田　峰崇
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
堺市南区御池台１丁27番７―208号
破産者　谷村　信友
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
大阪府松原市北新町２丁目５番23号、前住所大阪府松原市天美東６丁目18番19号
破産者　田中　正幸
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目５番３号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目３番48―202号
破産者　西川　和人
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県川西市中央町17番５号
破産者　橋本ひろ子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県伊丹市南本町５丁目３番７号
破産者　桐田　靖浩
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1206号
破産者　山本　幸雄
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
兵庫県川西市小花２丁目27番３―302号、従前の住所兵庫県川西市花屋敷山手町13番22号
破産者　松田　和子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市大野２丁目158番地２　平成ハイツ203号、従前の住所兵庫県宝塚市末成町36番５号
破産者　義倉　保志
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目20番17―301号
破産者　前田　康子（旧姓北村）
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目９番27号グリーンパーク尾浜Ⅱ101号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目５番１―702号
破産者　冨田　浩次
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番７号ドムール尼崎702
破産者　澤本　誠志
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９８号
兵庫県尼崎市道意町６丁目29番地富山荘102
破産者　正木　健児
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係